

改正

平成26年3月24日条例第2号
平成31年3月22日条例第4号
令和元年7月1日条例第14号

佐久市隣保館条例

(設置)

第1条 地域社会の中で福祉の向上及び人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業及び人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第11号の規定に基づき、佐久市隣保館（以下「隣保館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 隣保館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐久市中央隣保館	佐久市瀬戸1177番地2
臼田人権文化センター	佐久市臼田89番地3
浅科人権文化センター	佐久市甲14番地2
望月人権文化センター	佐久市望月471番地12

(休館日)

第3条 隣保館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、休館日を変更することができる。

(使用時間)

第4条 隣保館の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、使用時間を変更することができる。

(事業)

第5条 隣保館は、次の事業を行うものとする。

(1) 基本事業

ア 社会調査及び研究事業

イ 相談事業

ウ 啓発・広報活動事業

エ 地域交流事業

オ 周辺地域巡回事業

カ 地域福祉事業

キ アからカまでに掲げるもののほか、隣保館の設置の目的を達成するために必要な事業

(2) 特別事業

ア 隣保館デイサービス事業

イ 地域交流促進事業

ウ 継続的相談援助事業

エ 広域隣保活動事業

2 特別事業は、地域の実情に応じて行うものとし、その事業の全部又は一部を社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(職員)

第6条 隣保館に館長及び指導職員を置くとともに、必要に応じてその他の職員を置く。

(運営委員会)

第7条 隣保館事業を円滑かつ適切に運営するため、各隣保館に隣保館運営委員会を置く。

(使用の許可等)

第8条 佐久市中央隣保館又は望月人権文化センター（以下「利用館」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、利用館の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。
- (1) 使用の目的が隣保館の設置の趣旨に反するとき。
 - (2) 営利を目的とする販売、宣伝その他の行為を伴うとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、管理運営上支障があるとき。
- (使用許可の取消し等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用に係る目的以外に使用した場合
 - (2) 使用許可の条件に違反した場合
 - (3) 風紀又は秩序を乱し、公益を害するおそれがある場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上特に必要があると認められる場合
- 2 前項の規定により、許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じてても、市長は、その賠償の責めを負わない。
- (使用料)

第10条 使用者は、使用料を納付しなければならない。

- 2 利用館の使用料の額は、別表のとおりとし、使用の許可の際又は使用後に徴収する。
- (使用料の減額又は免除)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 社会福祉関係の団体が使用する場合
 - (2) 社会教育関係の団体又は人権・文化団体が使用する場合
 - (3) 公益上必要と認める機関又は団体が使用する場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の理由がある場合
- (特別の設備)

第12条 使用者は、特別の設備をし、若しくは施設に変更を加え、又は備付けの器具以外の器具を持ち込んで使用しようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、利用館を許可目的以外の目的に使用し、又はその使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(原状回復義務)

第14条 使用者は、その使用が終わったとき、又は第9条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第15条 故意又は過失により隣保館の建物及び設備等を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐久市隣保館条例（昭和55年佐久市条例第13号）、浅科村隣保館設置条例（平成8年浅科村条例第8号）又は望月町隣保館の設置及び管理に関する条例（昭和46年望月町条例第8号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
 - 3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成26年 3 月24日 条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
（佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成17年佐久市条例第41号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成31年 3 月22日 条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為）
- 2 この条例による改正後の佐久市隣保館条例の規定による佐久市中央隣保館の冷暖房設備の使用についての許可に係る手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（令和元年 7 月 1 日 条例第14号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（佐久市佐久情報センター条例等の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定（第28条及び第45条の規定を除く。）は、施行日以後の使用等に係る使用料等について適用する。ただし、施行日前にされた使用許可等に基づく使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

別表（第10条関係）

区分		使用料 (1時間につき)
佐久市中央隣保館	大会議室	730円
	会議室	200円
	生活改善室	310円
	調理講習室	410円
	冷暖房設備	市長が別に定める額
望月人権文化センター	相談室	200円
	教養娯楽室	200円
	生活改善室	310円
	会議室 1	310円
	会議室 2	200円